

鯖江市市税納税通知書等送付用封筒広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市税の納税通知書および関係書類送付用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いについて、鯖江市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2条 広告を掲載することができる者は、市内に住所を有する者または市内に存在する事務所もしくは事業所を有する者であって、要綱第3条第1項第8号のいずれにも該当しない者とする。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、鯖江市市税納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に要綱第7条に定める広告原稿等を添えて、市長が指定する日までに、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の可否および決定)

第4条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に鯖江市市税納税通知書等送付用封筒広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告の掲載の位置の決定)

第5条 広告を掲載することが適当と認める申込みの件数が、2以上あるときは、掲載の位置は抽選により決定するものとする。ただし、広告を掲載することが適当と認める申込者が、広告の掲載位置を別表の定めに従い希望する場合で、他の申込者と掲載位置が競合しないときは、市長は、抽選によることなく希望する位置を広告掲載位置として決定することができる。

(広告の規格等)

第6条 封筒の広告の掲載位置、規格、枠数、枚数および掲載料は、別表のとおりとする。

2 掲載枠数は1広告主（要綱第8条の規定により広告掲載の決定を受けた者をいう。以下同じ。）につき1枠とする。ただし、申込者の数が募集した枠数に満たない場合においては、希望する者に複数枠の利用を認めることができる。

(広告の版下)

第7条 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

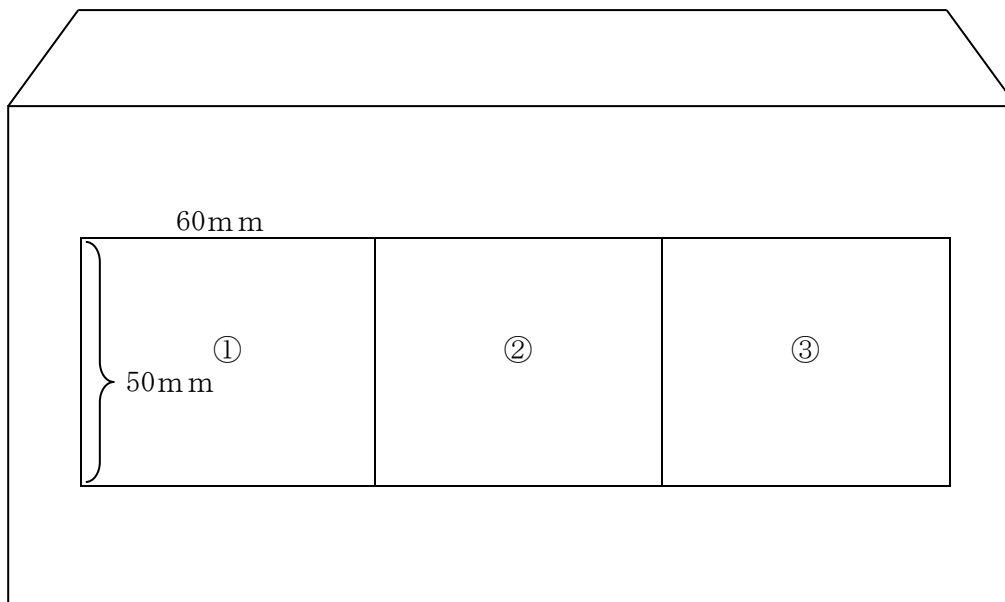
この要領は、平成26年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

別表

封筒サイズ	120mm×223mm 横長使用
掲載位置	封筒裏面（下図のとおり）
掲載枠数	3 枠（①・②・③）
規格（1 枠）	縦 50 mm × 横 60 mm
刷色	単色刷（封筒表面の刷色と同色）
枚数	①うぐいす色封筒 約 12,000 枚 ②クラフト色封筒 約 90,000 枚
掲載料（1 枠）	100,000 円（消費税および地方消費税の額を含む。）
封筒の使用期間	募集年度の翌年度内

※ 広告の規格は、2 枠以上を結合して掲載することができる。



様式第1号

鯖江市市税納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書

年 月 日

鯖江市長 殿

申込者 住所 (所在地)

氏名 (名 称)

代表者名

電話番号

F A X 番号

鯖江市発行の納税通知書等送付用封筒に広告掲載を希望しますので、広告原稿等を添えて下記のとおり申し込みます。

また、申込みに当たり、私（当社）の市税納付状況について調査することに同意します。

記

1 広告掲載料金

広告掲載が決定されたときは、広告掲載料として下記金額を支払います。

金 _____ 円
(内訳) 100,000円 × 枠分 = _____ 円

2 広告原稿等

別添のとおり

3 広告掲載の位置 (該当する□にレ点)

□掲載の位置を次のとおり、希望します。

鯖江市市税納税通知書等送付用封筒広告取扱要領別表

①(左端) ②(中央) ③(右端)

掲載の位置について、希望はありません。

様

鯖江市長

鯖江市市税納税通知書等送付用封筒広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった納税通知書等送付用封筒への広告掲載
について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

掲載の可否	可 否
掲載の位置	①左端 ②中央 ③右端